



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成31年3月25日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流 教 ス 第 1 2 2 号
平成 3 1 年 3 月 7 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市教育委員会教育長 後田 博美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 1 年 2 月 1 4 日付け、流監第 9 4 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 スポーツ振興課	指摘 (3)	補助金の事業報告書と収支決算書の人数に齟齬があるものが散見された。より厳密に帳票類を審査し、流山市補助金等交付規則等に基づく適正な事務の執行を徹底されたい。	事業報告書の様式を新たに見直します。なお、来年度は補助金業務を委託し、委託者と市の複数チェック体制で適正化を図ってまいります。
生涯学習部 スポーツ振興課	意見	調定事務については、調定漏れがあった。厳正なチェック体制を構築されたい。	起案用紙の表面に「調定票起票日」と「納入通知書発送日」を記載し、業務漏れのないよう再発防止に努めていきます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。